

令和3年度(2021年度)  
第2回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和3年(2021年)9月30日(木)

2 場 所

越谷市役所 第二庁舎2階 総務課(書面会議のため)

3 出席者

(1) 委員

石川会長、幸田副会長、近藤委員、番場委員、野田委員、橋本委員、堀内委員、井上委員、原委員、野口委員

4 公開・非公開の別

非公開(書面による在宅会議のため)

5 報告事項

以下の3件について、資料により報告を行った。

- (1) 令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- (2) 令和2年度個人情報取扱事務の各種届出について
- (3) 令和2年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況について

6 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

7 会議資料

(1) 報告事項資料

- ① 資料1：令和2年度情報公開及び個人情報保護制度の実施状況
- ② 資料2：令和2年度個人情報取扱事務の各種届出
- ③ 資料3：令和2年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの設置状況及び外部提供の実績

**令和3年度(2021年度)**  
**第2回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨**

1 報告

(1) 令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

- 資料1「令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況」に基づき、令和2年度の実施状況を報告

- ご意見（要旨）

- ① 資料1P45の4不開示決定の理由について、もう少し詳しい説明が必要と感じた。

（事務局）

不開示決定の理由の詳細については、資料1P47表12保有個人情報開示請求処理状況一覧にて詳細な内容を記載しています。

(2) 令和2年度個人情報取扱事務の各種届出について

- 資料2「令和2年度個人情報取扱事務各種届出一覧」に基づき、令和2年度中に届出が完了した各種届出について報告

- ご意見（要旨）

- ① 資料2保有個人情報目的外利用等届出書のP13No.1258～1260の外部提供について、目的外利用の期間が20年以上となっているが、ほかの期間と比べて長いのではないか。また、防犯カメラ設置事務とあるが、記録の項目が映像でないのはなぜなのか。また、警察署名がないのはなぜなのか。

（事務局）

No.1258～1260の外部提供について、確認したところ、事務の名称の誤りがあり、正しい事務の名称はNo.1258は「住民基本台帳事務」、No.1259は「証明書発行事務（住民票・戸籍証明・印鑑証明等）」、No.1260は「印鑑登録事務」でした。

届出書については、年間に何度も目的外利用等をする場合は、防犯カメラの外部提供届出書のように1件ごとに提出せず、継続している届出とする場合があります。また、越谷警察署以外の警察署からも照会があることから、まとめて警察署としております。

- ② 資料2保有個人情報目的外利用等変更・廃止届出一覧No.151資産税課の変更理由の第5号とは。

（事務局）

第5号とは、「目的外利用をする場合、当該保有個人情報を使用すること

に相当の理由があり、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき」です。今回の場合は、今までは法令を根拠に目的外利用を行っていましたが、市が法に基づき手続きを行う上で、法令に規定されていない評価証明書を取得する可能性があることから、変更の届出をしたものです。

(3) 令和2年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況について

● 資料3「令和2年度防犯カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの設置状況及び外部提供の実績」に基づき、運用状況を報告

● ご意見（要旨）

① 資料3防犯カメラ設置状況一覧表の網かけの理由について。

（事務局）

網かけしている内容につきまして、説明が不足しており申し訳ございません。網掛け部分につきましては、令和2年度中に設置、取得、変更があったものです。

② 資料3防犯カメラ設置状況一覧表のP7No.76日本文化伝承の館（能楽堂）について、録画している時間帯が「利用者の希望により録画（1公演1時間30分）」となっており、また、保存期間は10年としているが、どのような運用か。

（事務局）

No.74につきましては、防犯カメラとしての設置ではなく、能舞台における公演の記録を行うために設置されたカメラとなります。そのため、保存期間を10年としております。

③ 令和2年度中に審議した、自動販売機の収益金で防犯カメラを設置することになったくらし安心課の街頭防犯カメラについて、その後の状況についてどうなったのか。

（事務局）

皆様に御審議いただいたくらし安心課の街頭防犯カメラにつきましては、令和2年度中に設置予定でしたが、設置時期がずれ、令和3年6月に設置予定との報告がありました。次年度に報告をさせていただきます。

④ 以前、審議した防犯カメラの設置の包括的な許可に基づいて設置された防犯カメラについて報告は別途あるのか。資料3防犯カメラ設置状況一覧表が当該報告を兼ねているのであれば、今後は設置場所、撮影範囲等具体的な内容の報告について、事後チェックが行えるものにした方がよいのではないか。

（事務局）

市の建物及びこれに付随する敷地内を撮影する防犯カメラを新設又は増設する際に、防犯カメラの設置等に関する取扱要領に沿った運用管理を行う場合に限り、意見照会を不要とした答申に基づいて設置したカメラは現在のところ該当はありません。次年度以降、そのような報告があった場合には、御意見いただいたように事後チェックが行えるよう報告をさせていただきます。

- ⑤ 外部提供の報告（概要）が記載されているが、総括として市民に分かりやすくするため、「広報こしがや」又はホームページで知らせたらどうか。（事務局）

審議会の資料については、ホームページでは、資料のデータが重いため、添付をしておりますが、行政資料コーナーでは、会議録が確定後、資料や答申等とともに毎回公表を行っております。

- ⑥ 防犯カメラ設置事務に係る映像の目的外利用及び外部提供の報告（概要）の事例9の項目について、事件の概要が「不明」となっているが、事件名等記入した方が良いのではないかと。（事務局）

事件の概要につきましては、映像提供依頼時に捜査事項照会書を求めており、そこに記載があるものを転記することとしております。今回、事例9の場合については、資料2保有個人情報目的外利用等届出書のNo.1201の外部提供の事例となります。外部提供をした理由につきましては、捜査中の事件に対する捜査協力のため、法令等に定めがあることから外部提供をしております。捜査中の事件の概要について、捜査の都合上警察から提供されなかったケースかと存じます。

- ⑦ ナンバーディスプレイについて、保健所にはコロナ禍による電話が集中しているかと思われるが、その録音・保存管理はどうなっているのか。（事務局）

ナンバーディスプレイ付き電話の機能として、かかってきた電話の番号が表示され、その番号は各電話の記録できる上限まで保存され上書き更新されています。しかしながら、録音機能はないとのことでした。